

答弁書第三七号

内閣参質一九三第三七号

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員小川勝也君提出畜産業におけるアニマルウエルフェアに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小川勝也君提出畜産業におけるアニマルウェルフェアに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、二千五年以降、国際獣疫事務局において、加盟国に対し義務を課すものではないが、「陸生動物衛生規約」における動物福祉に関する勧告が順次採択されていると承知している。また、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、欧州連合では、欧州連合指令に基づき、加盟国のそれぞれの法令において、家畜の動物福祉に関する事項が定められるべきこととされており、また、米国及びカナダでは、生産者団体によるガイドライン等において、家畜の動物福祉に関する事項が定められていると承知している。

二及び三について

政府としては、動物福祉について、お尋ねの「計画」や「目標」は設定していないものの、御指摘の「正常な行動ができる自由」を含む動物福祉における「五つの自由」が全ての動物における基本的な理念であることを踏まえ、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二条第二項に

二

において、「何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない」ことが基本原則として規定されたと認識しており、これを受けて、同法第七条第七項の規定に基づく産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和六十二年総理府告示第二十二号）において、この旨を一般原則として位置付けたところである。

また、政府としては、公益社団法人畜産技術協会が策定した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」に基づく適切な飼養管理の推進を図るとともに、動物福祉への配慮に関する事項をその内容に含むものである農民生産工程管理の認証取得に取り組む農家に対する支援等を行っているところである。

四について

と畜場については、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に基づき、公衆衛生の見地から必要な規制を行っており、と畜場が備えるべき構造設備の基準については、と畜場法施行令（昭和二十八年政令第百十六号）第一条及び第二条において規定している。

御指摘の「と畜場の施設及び設備に関するガイドライン」は、と畜場の設置の許可を行う都道府県等に
対して、新設、改築等が行われると畜場の構造設備に関する望ましい基準として示しているものであり、
と畜場の獣畜の飲用水設備の設定は同令に規定する構造設備の基準に含まれるものではないため、政府と
して、その設定に関する具体的な計画を定めることは考えていないが、当該ガイドラインに沿ってと畜場
の新設、改築等が行われるよう、都道府県等を通じて引き続き指導してまいりたい。

五及び六について

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における畜産物の調達及び提供の在り方につい
ては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において検討されるものであ
り、政府としてお答えする立場にないが、現在、同委員会においては、畜産物の提供事業者に対し、動物
福祉の考え方に対応した飼養管理指針に照らして適切な措置が講じられている畜産物の調達を義務付け、
かつ、有機畜産物の調達を推奨することを検討していると承知している。

政府としては、二及び三についてでお答えしたとおり、公益社団法人畜産技術協会が策定した「アニマ
ルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」に基づく適切な飼養管理の推進を図るとともに、

動物福祉への配慮に関する事項をその内容に含むものである農業生産工程管理の認証取得に取り組む農家に対する支援等を行っているところであり、また、有機畜産物の生産に必要な施設の整備に取り組む農家に対する支援等を行っているところである。